



# 現地化支援事業

韓国食品輸入総合支援

**aT** 韓国農水産食品流通公社  
日本地域本部

2024年7月改訂版

法律・衛生・デザインのプロが貴社の日本進出をサポートします！

## 日本市場現地化支援事業のご紹介

### 現地化支援事業とは？

日本市場に溶け込んだ韓国食品の開発・販売活性化を目的として、韓国食品の日本市場進出・拡大をサポートする事業です。通関、ラベル表示、食品検査、パッケージデザインなどさまざまな問題に対して支援を行うことで事業者の皆さまの、より円滑で効果的なビジネスの実現に寄与します。

支援項目	主な内容	自己負担割合／支援上限額
 <b>ラベル一括表示</b>	食品表示法令に準じた一括表示の作成支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成分適正性の確認</li> <li>・一括表示案を作成</li> <li>・栄養成分表示案の確認</li> <li>・添加物使用可能有無等確認</li> </ul>	自己負担 <b>20%</b> 農産食品 200万円/1社 水産食品 300万円/1社
 <b>法律一般</b>	日本輸入時の法律関係問題に対する総合支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書作成</li> <li>・知的財産権関係</li> <li>・日本商取引支援</li> <li>・関税率関連調査</li> <li>・商品規格書登録</li> </ul>	
 <b>パッケージデザイン</b>	日本の消費者に選ばれるためのパッケージ制作支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージデザイン支援</li> </ul> <p>※精算には、新規デザイン商品の輸入実績が必要です。</p>	
 <b>食品検査</b>	輸入食品の安全確保を図るための検査支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・命令検査</li> <li>・自主検査</li> <li>・残留農薬検査</li> </ul>	

※支援上限額は韓国貨幣を基準とし、支払当時の為替をもとに換算するため、上記の日本円上限額は変動します。

※支援上限額は農産食品と水産食品が別々の枠となります。

※ご利用条件など詳細は必ず各事業項目をご確認ください。

※ラベル一括支援を含む法律一般支援は当社が指定した諮問機関及び契約業者のみご利用いただけます。

※当該年度の事業予算がなくなり次第、現地化支援事業の運営および支援は終了となります。

## 事業支援の流れ

支援対象／韓国輸出者、輸入者



1

### 申請

申請者

当会社公式HPから申請書類をダウンロードし、メールで申請



2

### 業務発注及び実施

aT

当会社から諮問機関に業務発注又は正式受付通知



3

### 結果報告及び精算

申請者

aT

諮問機関

必要書類の提出及び事業実施結果を報告

※詳細は支援事業により異なります。

## 申請方法(輸入者)

韓国の輸出者は申請方法が異なります。(10ページ参照)

公式HP (<https://www.atcenter.or.jp/katis>)で申請書をダウンロードして、弊社担当までE-mailにて申請書を提出してください。

※農産食品と水産食品を一緒に申請する場合、それぞれ申請書を提出してください。



公式HPにアクセスし、

- ①現地化支援事業のページに移動。
- ②〔申請書ダウンロード〕ボタンをクリックし、ダウンロードページに移動。



移動先の

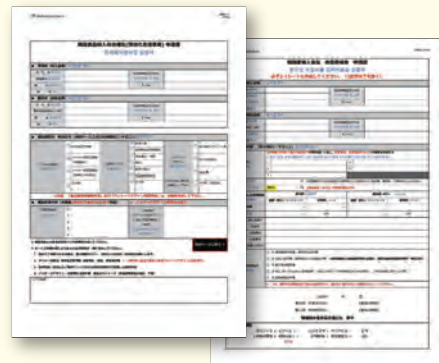
- ③〔ダウンロード〕ボタンをクリックすると、事業支援申請に必要な申請書一式がダウンロードできます。

## メールで申請書を送付！

現地化支援事業は東京支社が日本全域を統括しますので申請は、下記の東京支社まで！

東京支社

kfood@atcenter.or.jp



## ラベル一括表示

食品表示法令に準じた一括表示の作成を支援

### 輸入食品一括表示

原材料や添加物の使用可否判断、商品表記チェック及び一括表示支援、食品表示基準に沿った表示案の作成。

自己負担  
**20%**

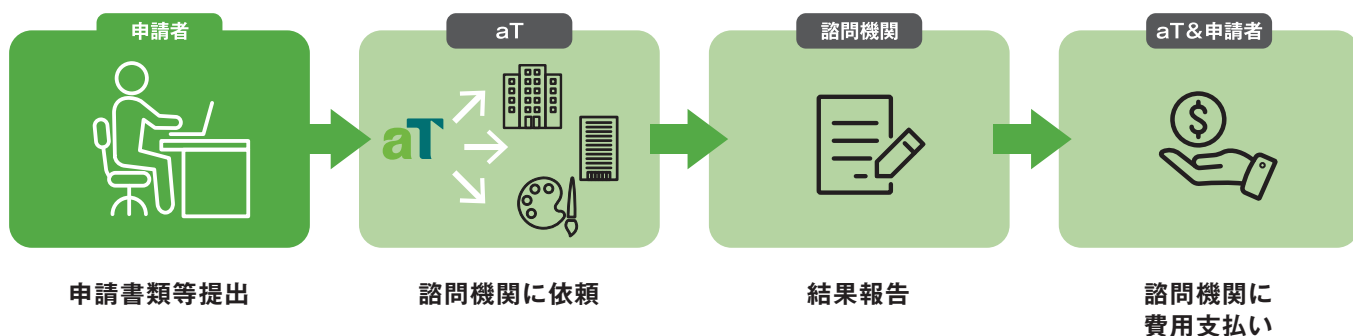
1回あたり5品まで

提出書類

- ・申請書
- ・商品パッケージ (新商品の場合は不要)
- ・食品成分表
- ・製造工程表
- ・栄養成分表



### 支援の流れ



### 一括表示の支援例



日本の食品表示基準に従い、  
現商品の食品表示における問題点をわかりやすく指摘！

### 利用条件・注意点

- ※ラベル一括表示などの諮問内容はあくまでも事前検討・参考資料であり、最終的には申請者の責任の下、管轄の保健所及び検疫所への最終確認が必要です。
- ※申請者は諮問終了後、結果報告書と請求書を受け取ってから自己負担費用を諮問機関に直接支払います。
- ※申請書1件につき最大5品目までで、5品目を超える場合は追加の申請書の作成が必要です。
- ※大量申請時は事前に相談が必要です。

## 法律一般支援

契約書作成・商品に関する衛生相談・関税率調査など、  
日本への輸入における法律関係の総合的な支援を行います。

### 商品規格書登録

eBASE、ASP規格書（インフォーマート）、メルクリウス  
ネット、アルカナムなど取引先が指定する規格書の登録。

自己負担  
**20%**

提出  
書類

・申請書  
・商品詳細情報表  
・登録用商品画像

### 日本商取引支援

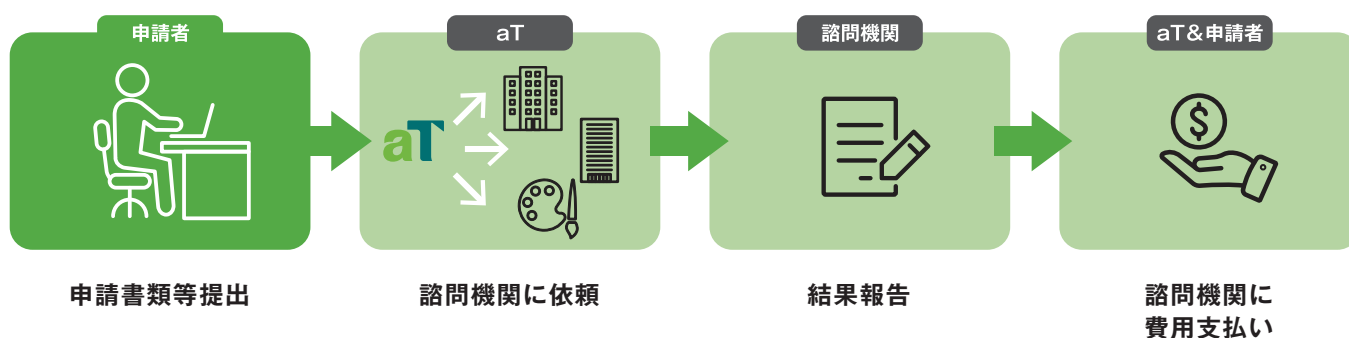
国際契約書作成、商標権及び特許出願関連法規、日本法人  
設立関連相談など。

自己負担  
**20%**

提出  
書類

・申請書  
・事業関連説明資料

## 支援の流れ



## 利用条件・注意点

※法律一般支援による諮問内容はあくまでも事前検討・参考資料であり、最終的には申請者の責任のもと、管轄の保健所または検疫所への最終確認が必要です。

※申請者は諮問終了後、結果報告書と請求書を受け取ってから自己負担費用を諮問機関に直接支払います。

## パッケージデザイン支援

日本の消費者に選ばれるパッケージデザインの作成、及び取引先からの信頼度向上を目的とした支援を行います。

農産食品は「K-FOOD」ロゴの使用を必須条件で支援いたします。(水産食品及びペットフードを除く)

※「K-FOOD」ロゴ使用申請は、韓国メーカーよりオンラインでaT本社へ事前に使用許可を取得する必要があります。

[https://global.at.or.kr/front/expsupt/intro.do?\\_mtype=D&\\_dept1=4&\\_dept2=3&\\_dept3=1](https://global.at.or.kr/front/expsupt/intro.do?_mtype=D&_dept1=4&_dept2=3&_dept3=1)



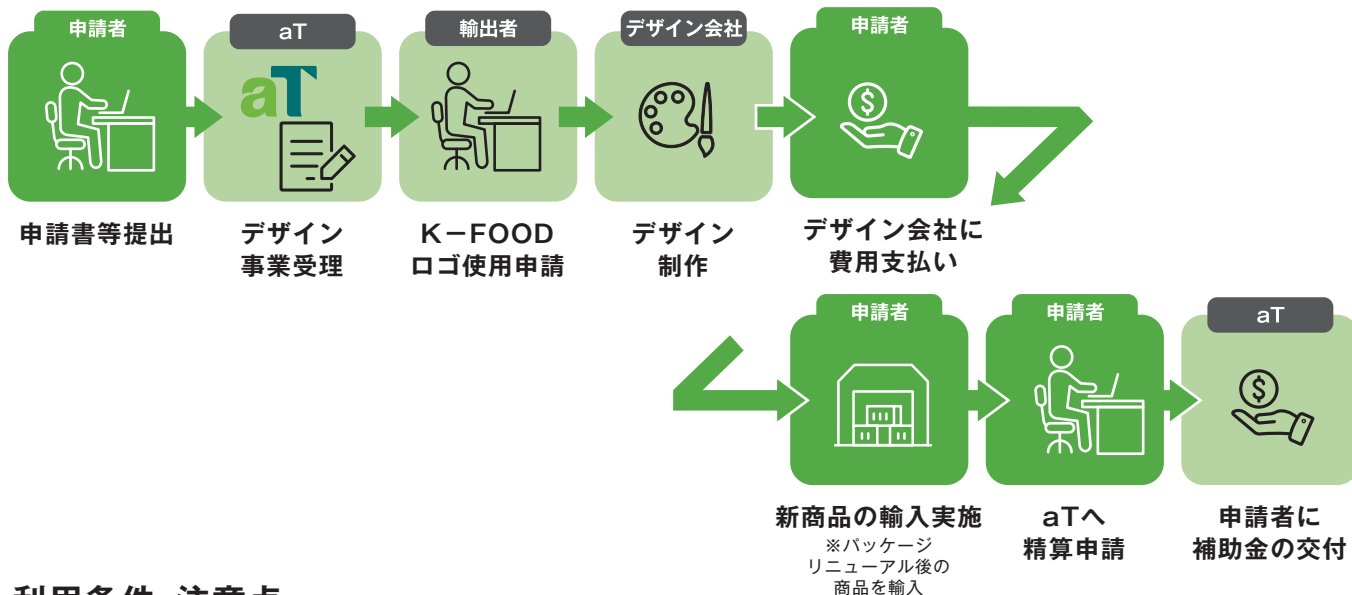
### 提出書類

#### 申請時提出書類

- ・申請書
- ・現商品パッケージ写真(新商品の場合はパッケージ写真は不要)
- ・見積書(依頼予定デザイン会社から事前に入手)

※精算時提出書類は9ページ参照

### 支援の流れ



### 利用条件・注意点

※デザイン会社が申請者と系列企業(資本関係や代表者が同じ等)の場合は利用することは出来かねます。

※デザイン費用の支払い日より1年以内のみ精算可能です。

※韓国内のデザイン会社を利用する場合の注意点

①デザイン会社が「韓国デザイン振興院」に登録されていることが必須となります。

(登録確認: <https://designfirm.kidp.or.kr/search/list>)

②精算時に「用役標準契約書」の提出が必須となります。

③必ず契約書に締結した申請者(輸入者)からデザイン会社法人名義へ日本から国際送金によって支払いをしてください。

※サービス開始後、申請者の都合により途中でキャンセルされた場合はその時点まで掛かった全ての費用を負担することとなりますのでご注意ください。

## パッケージデザイン支援 成果事例

### サンキ ポギキムチ

#### 開発のポイント

おもて面にハングル表記を入れることで韓国産であることを全面アピール。またパッケージから中のキムチがみえるようにしたことで他社との違いを強調。同社ベチュキムチのイメージカラーであるグリーンを活かしながら、高級感があるデザインにしたことで好評を得ている。

#### 販売先

マルエツ、オオゼキなど



デザイン制作会社:和田龍弥デザイン工房

### [NaturalBase] ザクロジュース100

#### 開発のポイント

製品の新鮮なイメージを強調するため、ザクロの赤色を全体的に使用し、上部に液体をイメージさせる波を表現。ザクロと同じ色を活用したことで、製品性を伝えやすくなった。

#### 販売先

Qoo10、楽天市場、自社ECサイト、韓国食品店など



デザイン制作会社: SIO DESIGN

### 具だくさんシリーズ (チャプチェ、海鮮サンドゥブチゲ、海鮮サンドゥブマイルドチゲ)

#### 開発のポイント

コンセプトは本場韓国のものを活かしつつ、多くの具材が入っていることを直感的にわかっていただくために、パッケージおもて面に「具だくさん」というコピーを追加。また、本場の味を再現でき、かつ簡単な調理方法をうら面に記載。

#### 販売先

ニシムタ、オオゼキ、東急ストア、コープ東北、ドンキホーテなど



デザイン制作会社: SY企画

他にも、リニューアル後売上向上した事例多数！詳しくはお問合せください。

# 支援内容

## 食品検査支援

輸入食品の安全性確保を図るため、各種食品検査に対する支援を行います。

食品検査支援とは、輸入にあたり日本の検疫所及び食品衛生当局の要求があった場合、「自主検査」「残留農薬検査」などの支援を行います。「自主検査」とは、輸入者に対して日本の検疫所が指導している初回輸入時検査及び年一回の定期検査のことです。

自己負担  
**20%**



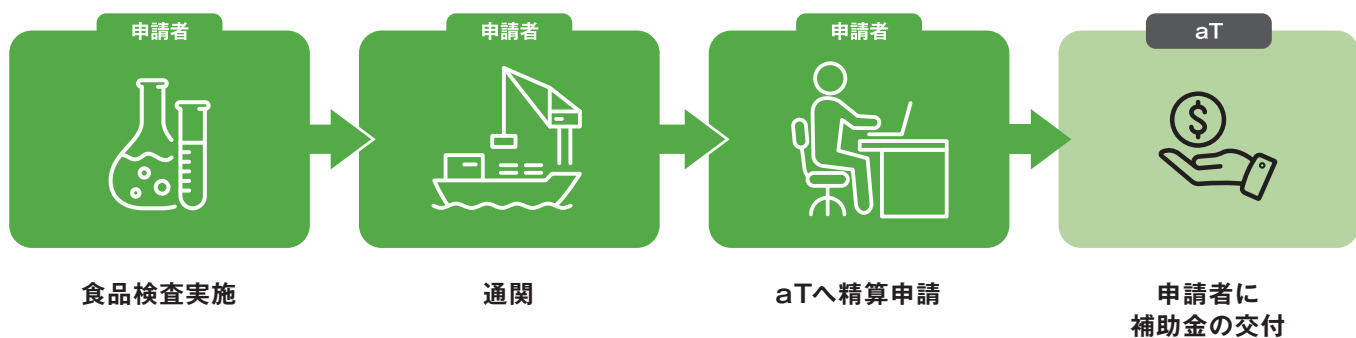
### 提出書類

(申請・精算の  
タイミングが同じ)

- ・申請書（輸出者捺印必須）
- ・検査費請求書
- ・支払い証明書（振込明細など）
- ・輸入許可通知書
- ・食品成分検査成績書
- ・B/L

※追加書類の提出をお願いする場合がございます。

## 支援の流れ



検査費用全額の支払い完了後、精算申請をしてください。

## 利用条件・注意点

※農産食品と水産食品が混ざっている場合、それぞれ申請書を提出してください。

※韓国の輸出者との情報共有のため、申請者から輸入許可通知書上の韓国の輸出者（代表者）の捺印又は署名を受けてください。

※正式に輸入通関した食品に限り支援します。

費用精算時には日本の税関が発行した「輸入許可通知書」の提出が必要です。

また、申請者と輸入者は同一法人でなければなりません。

※検査機関の指定がなければ、弊社MOU提携機関である（公社）日本食品衛生協会のご利用をお薦めします。



# 精算申請提出書類



パッケージデザイン支援

区分	提出書類	発行機関
<input type="checkbox"/> 1	精算申請書	(aT指定様式)
<input type="checkbox"/> 2	パッケージデザイン所有権合意書	(aT指定様式)
<input type="checkbox"/> 3	デザイン会社の契約書	デザイン会社
<input type="checkbox"/> 4	デザイン会社の請求書	デザイン会社
<input type="checkbox"/> 5	支払証明書	金融機関
<input type="checkbox"/> 6	新デザイン図 (PDF)	申請者
<input type="checkbox"/> 7	デザイン報告書	(aT指定様式)
<input type="checkbox"/> 8	輸入許可通知書	税関
<input type="checkbox"/> 9	B/L (船荷証券)	運送業者
<input type="checkbox"/> 10	現物サンプル送付	申請者



食品検査支援

区分	提出書類	発行機関
<input type="checkbox"/> 1	精算申請書	(aT指定様式)
<input type="checkbox"/> 2	検査費請求書	検査機関または通関業者
<input type="checkbox"/> 3	検査費支払証明書	金融機関
<input type="checkbox"/> 4	試験成績証明書	検査機関
<input type="checkbox"/> 5	輸入許可通知書	税関
<input type="checkbox"/> 6	B/L (船荷証券)	運送業者

※現物サンプル送付先(東京支社)  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-10 KOREA CENTER 5F  
韓国農水産食品流通公社東京支社現地化担当

## 【提出例】食品検査支援事業の場合

① 精算申請書

② 検査費請求書

③ 検査費支払証明書

(1) 食品検査費の振込控え

(2) 通帳記載欄コピー

(1)~(3)のいずれか1つが必要です。

(3) 利用明細書

④ 試験成績証明書

⑤ 輸入許可通知書

⑥ B/L(船荷証券)

# 韓国輸出者向け利用案内

## 支援対象：韓国輸出（予定）者

大手企業（公示対象企業集団及び相互出資制限企業集団に属する企業及びその所属会社）を除く

支援項目	主な内容	自己負担割合／支援上限額
ラベリング	1次：成分適正性の事前確認及び 日本輸入に関する規定案内 2次：ラベリング案作成 *ラベル作成に必要な日本現地の栄養成分検査費支援 (ただし、サンプル発送費用などは支援不可)	自己負担 <b>20%</b> 500万円/1社 <small>※農産食品と水産食品は 別枠でHS CODEを 基準として区分</small>
専門機関諮問	通関、関税率、衛生・検疫、 成分適正性検討、法律など	
知的財産権	商標権出願、特許権出願	

## 支援の流れ



# よくある質問

## q1 支援を受けるための資格は必要ですか。

韓国産食品を輸入する法人さま（個人事業者を含む）であればどなたでもご利用いただけます。輸入後の取引先と維持管理などを勘案し、法人登録された企業さまのみを支援対象としております。

## q2 サービスの完了まで、時間はどれくらいかかりますか。

各サービス項目や諮問機関から利用者への質問に対する回答時間など、内容により納期は異なりますが、作業時間の目安は以下の通りです。

関税率照会及び通関条件確認	1~2週間以内	パッケージデザイン制作	1ヵ月~2ヵ月
輸入者表記（一括表示）	1~2週間以内		
aTからの精算支援額の振込日	概ね1~2ヵ月以内		

## q3 諮問機関より出された「諮問結果報告書」の内容は、「輸入許可」とみなして良いのでしょうか。

いいえ。諮問内容はあくまでも事前検討・参考資料であり、実際の管轄行政機関の適合性判断は保証できません。輸入に関しては、必ず保健所または検疫所などの管轄当局の指示に従ってください。法的問題が発生した場合、当社はその責任を負いかねます。

## q4 配当予算をオーバーしてしまいました。その場合、支援金をもらうことはできますか。

当該年度の支援上限額を超えない範囲で精算いたします。上限額を超える部分は利用者負担となります。

## q5 精算申請の年度最終締め切りはいつですか。

毎年11月末までに精算申請された支援金額は、当該年度分事業費としてaTから精算されます。

- ※精算申請そのものは、必ず当該年度にaTへ精算申請書をご提出ください。
- ※精算申請以外の事業申請（ラベル一括表示など）は締め切りなく常時受付可能です。
- ※但し、当該年度の事業予算がなくなり次第、運営および支援は終了となります。

## q6 輸入許可通知書発行日を年度基準として、翌年に繰り越して精算することはできますか。

原則、翌年に繰り越しての精算はできません。但し、パッケージデザインなど一部の事業においては例外として繰り越し精算を利用いただけます。

書類発行日	証明書類
2024.5.1	申請受付日
2024.9.20	デザイン費用の請求書
2024.10.10	デザイン費用の振込明細
2025.2.10	輸入許可通知書

例：「パッケージデザイン支援」を受けるにあたり、年度をまたいでデザイン制作が行われた事例

この場合翌年の現地化支援事業募集実行日以降かつ諮問費用振込明細発行日から1年以内に限り、繰り越し精算申請が可能です。



**at 韓国農水産食品流通公社** 日本地域本部 <http://www.atcenter.or.jp>

**東京支社**

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-10 KOREA CENTER 5F  
TEL:03-5367-6656 FAX: 03-5367-6657  
Mail:kfood@atcenter.or.jp

**大阪支社**

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 1-8-15 野村不動産大阪ビル 8F  
TEL:06-6260-7661 FAX: 06-6260-7663  
Mail:osaka@at.or.kr